

# 随意契約理由

令和6年(2024年)3月29日

|                    |  |
|--------------------|--|
| 契約担当課名             | 社会教育課 青少年交流文化館いぶき  |
| 発注担当課名             | 社会教育課 青少年交流文化館いぶき  |
| 契約名称               | 若者支援総合相談窓口等事業業務  |
| 契約内容               | 若者支援総合相談窓口等事業業務  |
| 契約締結日<br>及び契約期間    | 令和6年3月29日<br>令和6年4月1日から令和7年3月31日まで   |
| 契約の相手方<br>(所在地・名称) | 豊中市服部西町4-13-1<br>一般社団法人キャリアブリッジ  |
| 契約金額               | 5,092,593円(税込)   |
| 随意契約理由             | <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、関係支援機関の紹介、情報提供、助言、必要な支援のコーディネートを行い、若者の自立を支援することを目的に実施するものです。</p> <p>本事業は、相談者や関係機関との信頼関係を基にした継続的な取り組みが必要であり、これまで良好に業務を履行し、支援事例や経験の蓄積のある一般社団法人キャリアブリッジに委託することが事業の目的達成に資することから、また、本事業は市民協働部くらし支援課からも(厚生労働省の地域若者サポートステーション事業を受託している)同法人に委託しており、本事業に一体性・一貫性を持たせて実施する必要性があることから、随意契約を行うものです。</p> |